

独立行政法人自動車事故対策機構契約事務細則

平成15年10月1日
理事長達第9号

改正	平成17年	2月28日	平成17年理事長達第5号
改正	平成17年	9月15日	平成17年理事長達(経理)第16号
改正	平成18年	12月26日	平成18年理事長達(経理)第16号
改正	平成20年	3月26日	平成20年理事長達(経理)第10号
改正	平成21年	3月31日	平成21年理事長達(経理)第11号
改正	平成23年	6月22日	平成23年理事長達(経理)第12号
改正	平成25年	12月11日	平成25年理事長達(経理)第7号
改正	平成26年	3月31日	平成26年理事長達(経理)第18号
改正	平成28年	3月31日	平成28年理事長達(経理)第12号
改正	平成29年	3月21日	平成29年理事長達(経理)第9号

目次

- 第1章 通則(第1条-第22条)
- 第2章 一般競争参加資格(第23条・第24条)
- 第3章 競争契約(第25条-第38条の2)
- 第4章 随意契約(第39条-第41条)
- 第5章 契約の履行(第42条-第47条)
- 第6章 代価の支払及び納入(第48条-第55条)
- 附則

第1章 通則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人自動車事故対策機構会計規程(平成15年規程第8号。以下「規程」という。)に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構(以下、「機構」という。)の契約事務の取扱いについて定め、契約事務の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(契約の担当)

第2条 契約の締結は、規程第5条第1項第1号に規定する会計事務の権限を有する者(以下「契約事務権限者」という。)が、これを担当する。

(契約の方法)

第3条 規程第34条第1項の規定による契約の方法は、一般競争契約及び随意契約とする。

(契約審査委員)

第4条 理事長は、契約事務権限者が第35条の2第2項の規定により意見を求める必要がある場合には、その意見を表示すべき者(以下「契約審査委員」という。)3人を役員又は職員のうちから指定するものとする。

2 前項の場合において、本部に置かれた役職を指定することにより、その役職にある者

を契約審査委員とすることができる。

- 3 契約審査委員は、契約事務権限者から意見を求められたときは、必要な審査を行い、書面によって意見を表示しなければならない。

(予定価格の設定)

第5条 規程第35条の規定により予定価格の設定をするときは、契約に付する事項に関する仕様書、設計書等によって当該価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用、及び賃貸借等に関する契約を行う場合については、単価について予定価格を定めることができる。

- 2 前項の規定により予定価格を設定したときは、予定価格調書を作成するものとする。

(予定価格設定の省略)

第6条 規程第35条ただし書きの規定により予定価格の設定を省略することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 随意契約による場合で見積金額が100万円未満のもの
- (2) 公共料金及びこれらに類するものをそのまま予定金額とするもの
- (3) 図書、定期刊行物等の市場価格をそのまま予定金額としてさしつかえないもの

- 2 前項の規定により予定価格調書の作成を省略する場合には、当該契約に係る文書に価格に関する必要事項を記載しなければならない。

(契約書の作成)

第7条 規程第36条の規程により作成する契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要事項

(契約書の省略)

第8条 規程第36条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、契約金額が150万円未満の契約及び契約の性質上契約書の作成を要しないと認められる契約とする。

(請書)

第9条 契約金額が100万円以上で150万円未満の契約及び100万円未満で継続的、反復的給付を求める契約については、契約の相手方から請書を提出させなければならない。ただし、契約の性質上請書の提出を要しないと認められるものについては、これを省略することができる。

(契約保証金の免除)

第10条 規程第37条ただし書に規定する契約保証金を免除することができるのは、次に掲げる場合とする。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき

(2) 国の競争参加資格を有するものと契約する場合において、その必要がないと認められるとき

(契約保証保険証券の提出)

第11条 契約の相手方が前条第1号の規定により履行保証保険契約を結んだことにより、契約保証金を免除するときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(監督)

第12条 規程第38条の規定により命じられた監督職員は、工事又は製造その他の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

(検査)

第13条 規程第38条の規定により命じられた検査職員は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約による給付の確認をするための必要な検査をしなければならない。

2 検査職員は、契約書、仕様書及び図面その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る契約の相手方及び監督職員の立会を求めて、検査を行わなければならない。

3 契約の相手方から給付の完了した旨の届出を受けた日から、工事契約については、14日以内に、その他の契約については、10日以内に検査を完了させなければならない。ただし、契約の性質上当該期間に検査することが著しく困難なものについては、特別の期間を約定することができる。

(検査調書の作成等)

第14条 検査職員は、検査を完了したときは、検査調書を作成し、当該契約を行った契約事務権限者に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、関係書類に検査確認印を押印して検査調書の作成に代えることができる。

(1) 継続的供給契約に基づき分割して履行されるとき、又は役務の提供について検査確認したとき

(2) 契約金額が150万円を超えない契約の履行について検査確認したとき

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第15条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督及び検査職員)

第16条 規程第38条に規定する監督職員及び検査職員のうち、監督職員については必要の都度契約事務権限者が指名するものとし、検査職員については当該契約を要求した担当マネージャーとし、マネージャーの配置の無い場合は、担当アシスタントマネージャー、アシスタントマネージャーの配置の無い場合は、担当チーフ（シニアチーフを含む。）、チーフの配置の無い場合は担当スタッフとする。

(監督及び検査の委託)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、契約の履行場所が遠隔地である場合又は特に専

門的な知識及び技能を必要とすることその他の理由により、機構の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、契約事務権限者は、理事長の承認を得たうえで、機構の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

(契約の履行遅滞等)

第17条 契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行しなかった場合において、機構の業務運営上著しい支障がないと認められるときは、契約を解除しないで相当の期間を限りこれを履行遅滞とすることができる。

2 天災地変その他不可抗力又は契約の相手方の責に帰することのできない理由により、契約の相手方が履行期限内に契約の履行ができない場合においては、履行遅滞としないで相当の期間を限り履行期限を延長することができる。

(遅滞金)

第18条 前条第1項の規定により履行遅滞とした場合においては、履行期限到来の日の翌日から履行の行われる日までの日数に応じ、契約金額又は既に契約を履行した部分のある場合は、当該部分に対する契約金額相当額を控除した金額に年5パーセントの割合で計算した金額を、遅滞金として契約の相手方から徴収するものとする。

(契約の解除)

第19条 次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約の相手方が正当な理由によらないで契約の全部を履行しないとき、又は契約の履行期限までに完了する見込みがないとき
- (2) 契約の履行の監督及び検査に際して契約の相手方又はその代理人が、監督職員又は検査職員の指示に従わないとき、若しくは、その職務執行を妨げたとき、又は不正な行為があったとき
- (3) 契約の相手方が正当な理由により契約の解除を申し出たとき
- (4) 契約の相手方が失踪し、又は死亡したとき
- (5) 契約の相手方が破産の宣告を受けたとき
- (6) 前各号に掲げるときのほか、契約の相手方が契約条件に違反したことにより契約の目的を達することができないと認められるとき
- (7) 機構の都合により理事長が契約の全部又は一部を解除する必要があると認めるとき

2 前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

(違約金)

第20条 前条第1項第1号、第2号及び第6号の規定に基づき契約を解除したときは、契約の相手方から当該契約金額の100分の10以上の金額を、違約金として徴収しなければならない。

(契約の変更等)

第21条 契約事務権限者は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させた場合であって、約定した金額又は履行期限によることが不適当となったときは、当該金額又は期限を変更することができる。

(損害賠償)

第22条 第19条第1項第1号から第6号までの規定に基づき契約を解除した場合において、契約の相手方の責に帰すべき理由により当該契約に関し機構が損害を受けたとき

は、その損害の賠償を、契約の相手方に請求しなければならない。

- 2 第19条第1項第7号の規定に基づき契約を解除したとき又は前条第2項の規定に基づく契約の変更等により契約の相手方に損害を与えたときは、相当と認める額を賠償することができる。

第2章 一般競争参加資格

(競争参加者の制限)

第23条 次の各号の一に該当する者は、競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間競争に参加させることができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、又同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (7) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- 3 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者は競争に参加させることができない。

(競争参加資格等)

第24条 一般競争に参加する者（以下「入札者」という。）の資格は、国における競争参加者の資格を有する者とする。

- 2 その他の事項については、別途定めるものとする。

第3章 競争契約

(入札の公告)

第25条 一般競争に付そうとするときは、次の各号に掲げる事項を掲示、その他の方法により入札期日の前日から起算して10日前までに公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては5日前までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 参加者に必要な資格を定めた場合には、その資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所

- (4) 入札執行の場所及び日時
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) その他必要と認める事項
- (入札の説明)

第26条 入札に付そうとする事項について必要に応じて入札に参加しようとする者に対し、指定した場所及び日時において、仕様説明又は現場説明（以下「仕様説明等」という。）を行うものとする。

2 前項に規定する仕様説明等を行った場合において、当該説明を受けなかった者があるときは、その者を入札に参加させないことができる。

3 仕様説明等を行うときは、次の各号に掲げるもののうち、当該入札に必要な書類を入札に参加しようとする者に提示しなければならない。

- (1) 入札心得書
- (2) 仕様書
- (3) その他必要な資料

(入札保証金の納付の免除)

第27条 規程第37条ただし書きの規定により入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) 入札者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき
- (2) 国の競争参加資格を有する者による競争に付する場合において、その必要がないと認められるとき

(予定価格調書の取扱い)

第28条 契約事務権限者は、第5条第2項の規定により作成した予定価格調書に記名捺印のうえ封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(入札書の提出)

第29条 入札を執行するときは、入札者に入札の通知に示した日時及び場所に入札書を持参させ、入札箱に投入させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、代理人により入札書を提出させることができる。

3 前項の規定により代理人により入札書を提出させるときは、入札の執行に先立ち委任状を提出させ、その代理権のあることを確認しなければならない。

(入札書の引換えの禁止)

第30条 契約事務権限者は、入札者がいったん入札箱に投入した入札書を引換え、変更し又は取り消しをさせてはならない。

(不正入札者の排除)

第31条 契約事務権限者は、入札者のうち第23条第2項第2号に掲げる行為をしたと認められる者があるときは、その者を当該入札から排除するものとする。

(開札)

第32条 入札公告に示した競争執行の日時及び場所において、入札者を立会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札事務に係らない職員を立会わせなければならない。

(入札の無効)

第33条 次の各号の一に該当するときは、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札の金額の記載がないとき、又は金額が訂正があるとき
- (2) 入札者の記名又は押印がないとき

- (3) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明確なとき
 - (4) 入札の目的に示された要件と異なっているとき
 - (5) 条件が付されているとき
 - (6) 同一入札者による同一事項の入札書が2通以上投入されているとき、又は入札者が他の入札者の代理人として入札書を提出したとき
 - (7) 第34条に定める再度入札の場合において、前回の入札の最高額以下又は最低額以上の価格で入札されているとき
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき
- 2 前項各号の一に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を示して当該入札が無効である旨を、入札者全員に知らせなければならない。

(再度の入札)

第34条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

- 2 再度の入札を行うときは、当初の入札に参加しなかった者、第31条に規定する不正入札者及び前条第1項の規定により入札を無効とされた者を参加させてはならない。
- 3 再度の入札を行うときは、予定価格その他当初の条件を変更してはならない。

(落札の方式)

第35条 落札者は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合で、次の各号に掲げる場合においては、契約事務権限者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を当該契約の相手方とすることができる。

(1) 申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるとき

- 3 契約事務権限者は、機構の所有に属する資産と機構以外の者の所有する資産の交換に関する契約については、それぞれの資産の見積価格の差額が機構にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

- 4 契約事務権限者は、その性質又は目的から第1項の規定により難しい契約については、あらかじめ理事長の承認を受けて、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、しないこととする必要がある場合の手続き)

第35条の2 契約事務権限者は、前条第2項第1号に該当するおそれがある場合には、遅滞なく、契約内容に適合した履行がなされるか否かについての調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その調査の結果及び自己の意見を記載した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

- 3 契約事務権限者は、前項の規定により表示された契約審査委員の意見のうち2人以上の意見が自己の意見と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の

価格をもって申込みをした者を落札者とせず、次順位者を落札者とするものとする。

なお、次順位者が前条第2項第1号に該当するおそれがある場合には、第1項以降と同様の手続きにより落札者を決定するものとする。

4 前項の規定により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるところにより通知をするものとする。

(1)最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とした場合

イ 当該落札者に、必要な事項の通知

ロ 最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者に、落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知

ハ その他の入札者に、適宜の方法による落札の決定があった旨の通知

(2)最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合

イ 当該落札者に、必要な事項の通知

ロ その他の入札者に、適宜の方法による落札の決定があった旨の通知

(公正な取引の秩序を乱すおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の
手続き)

第35条の3 契約事務権限者は、第35条第2項第2号に該当するおそれがあると認められる場合には、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められる理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を理事長に提出し、その者を落札者とししないことについて承認を求めなければならない。

2 前項に定める承認があったときは、次順位者を落札者とするものとする。

(落札者の決定)

第36条 開札をした場合において落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(再度公告)

第37条 入札者若しくは落札者がいない場合、又は落札者が契約を結ばない場合においては、再度公告をすることができる。

(入札経過調書の作成)

第38条 入札を行った場合は、当該入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存しなければならない。

(入札による契約の公表)

第38条の2 入札により締結した契約のうち支出の原因となる契約については、公表を行うものとする。

2 前項の規定による公表は、本部において一月毎に主管支所及び支所で締結した契約分についてもとりまとめのうえ、契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については原則として93日以内）に機構のホームページに掲載する方法で行うものとする。

3 公表の期間は、公表日の翌日から起算して一年が経過する日までとする。

4 公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1)契約に係る工事、物品等又は役務の名称及び数量

(2)契約事務権限者の役職・氏名

(3)契約を締結した日

- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (5) 契約金額
 - (6) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
 - (7) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
 - (8) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - (9) 当機構との取引に係る情報
- 5 主管支所長は、管内の入札により締結した契約のうち支出の原因となる契約について、別紙様式1または（別紙様式1－1）により毎月末でとりまとめのうえ、翌月の20日までに経理部長あて提出するものとする。

第4章 随意契約

（随意契約の要件）

第39条 規程第34条第4号により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき
- (6) 第1号から第5号以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき

（随意契約の特例）

第40条 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 2 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律による特例）

第40条の2 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるときは、随意契約によることができる。

（企画競争）

第40条の3 専門的又は高度な技術等を要する、プログラム開発、調査、研究開発その他の契約で、予め具体的な仕様等を定めることが困難若しくは著しく不相当であって、競争入札に付することが適当でないものについては、技術、仕様等の提案、企画を公募し、最適なものを採用する方式（以下「企画競争」という。）で契約の相手方を決定す

ることができる。

- 2 前項に定める企画競争をしようとするときは、一般競争入札の方法に準じて行うものとする。

(参加者の有無を確認する公募)

第40条の4 特殊な技術又は設備等を要するプログラムの改修及び保守、試験その他の契約で、競争契約に付することが適当でないものについては、必要とする特殊な技術又は設備等を有している法人等（独立行政法人、公益法人、民間法人等をいう。）を特定（以下「特定法人等」という。）した上で、当該特定法人等以外の参加者の有無を確認する公募を行う方法により、契約の相手方を決定することができる。

- 2 前項の規定により公募した結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定法人等との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と応募要件を満たす者による企画競争に移行するものとする。

(随意契約の公表)

第40条の5 第39条第1号、第2号、第3号又は第6号の金額を超える随意契約については、機構の行為を秘密にする必要があるものを除き、公表を行うものとする。

- 2 前項の規定による公表は、本部において一月毎に主管支所及び支所で締結した契約分についてもとりまとめのうえ、契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については原則として93日以内）に機構のホームページに掲載する方法で行うものとする。

- 3 公表の期間は、公表日の翌日から起算して一年が経過する日までとする。

- 4 公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 契約に係る工事、物品等又は役務の名称及び数量

(2) 契約事務権限者の役職・氏名

(3) 契約を締結した日

(4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(5) 契約金額

(6) 随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由

(7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）

(8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）

(9) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

(10) 当機構との取引に係る情報

- 5 主管支所長は、管内の随意契約のうち第1項の規定に該当する契約について、別紙様式2または（別紙様式2-1）により毎月末でとりまとめのうえ、翌月の20日までに経理部長あて提出するものとする。

(見積書の徴取)

第41条 随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。ただし、第

39条の規定により随意契約をする場合は、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、前項に規定する見積書の徴取を省略することができる。

(1) 国等との契約又は公共料金及びこれらに類するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特に徴取する必要がないと認められるもの

第5章 契約の履行

(債権の譲渡の承認)

第42条 契約の相手方が第三者に対し債権を譲渡しようとするときは、あらかじめ書面を提出させ、承認を受けさせなければならない。

(転貸し等の禁止)

第43条 物件の貸付けに関する契約のときは、契約の相手方をして第三者に当該物件を使用する権利を譲渡させ、又は転貸しさせてはならない。ただし、理事長が認めたときは、この限りでない。

(危険負担)

第44条 契約の目的物の引渡しを受ける前に機構の責とならない事由によって、契約の履行の全部又は一部不能になった場合の損害は、契約の相手方の負担としなければならない。

2 天災地変その他不可抗力により契約の相手方が損害を受けたときは、その損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意をしたと認められるときに限り、その損害の全部又は一部を機構の負担とすることができる。

(目的物の引渡し)

第45条 検査の結果給付の完了を確認したときは、遅滞なく契約の相手方から当該契約の目的物の引渡しを受けるものとする。

2 契約の目的物の一部が完成した場合において、当該目的物の引渡しを必要とするときは、前項の規定に準じて契約の相手方からその引渡しを受けることができる。

3 物件の売却の場合においては、当該契約の目的物の引渡し条件を確認したのち契約の相手方に当該目的物を引渡すと同時に受領書を提出させるものとする。

(かし担保期間)

第46条 かし担保期間は、原則として契約の目的物の引渡しを受けた日から1年とする。ただし、石造、土造、煉瓦造、コンクリート造及びこれに類する土木建築の工事の目的物については、2年とする。

2 かしが契約の相手方の故意又は重大な過失により生じたと認められるときは、前項の規定にかかわらず、かし担保期間は5年とする。

(かし担保責任)

第47条 契約の目的物の引渡しを受けた後、前条に規定するかし担保期間内にその目的物にかしがあることを発見したとき、又はそのかしによって損害を受けたときは、契約の相手方に対し、すみやかに代品の提供、かしの補修若しくは損害賠償を請求し、又は代品の提供若しくはかしの補修とともに損害賠償を請求しなければならない。

第6章 代価の支払及び納入

(前金払)

第48条 規程第23条第1項第1号の規定において前金払をすることができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 1件の請負代価が250万円以上であること
- (2) 契約を履行するために相当多額の資材購入費その他の準備金を必要とすると認められること
- (3) 第49条に規定する保証があること
- (4) 前金払することにより、請負代価又は完成期日等について機構の受ける利益が大であるとき

2 前項の前金払の額は、請負代価の100分の40を超えてはならない。

(前払金の保証)

第49条 前条の規定による前金払をする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ相手方に「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）」第2条第4項に規定する保証事業会社より同条第2項の前払金の保証を受けさせるものとする。

(部分払)

第50条 規程第24条の規定に基づく部分払で前金払を行っている場合の部分払の額は、次の各号に定める金額の範囲内とする。

- (1) 性質上不可分な工事又は製造の既済部分に対する部分払

$$\text{既済部分に対する請負代価相当額} \times \left[\frac{90}{100} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代価額}} \right]$$

- (2) 性質上可分なものの工事又は製造の完済部分及び物件の買入契約に係る既納部分に対する部分払

$$\text{既済部分に対する請負代価又は買入代価相当額} \times \left[1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代価又は買入代価}} \right]$$

(支払の時期)

第51条 契約の相手方から適正な支払請求書を受理した日から、工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払うことを約定しなければならない。

- 2 契約の性質上前項の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有すると認められるものについては、工事代金については、60日、その他の対価については45日以内とすることができる。
- 3 請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不適當であることを発見し、その事由を明示してその請求書を相手方に返付したときは、当該請求書を返付した日から相手方の是正した支払請求書を受理した日までの期間は約定した期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第52条 前条第1項及び第2項に規定する支払時期までに対価を支払わない場合は、約

定した支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払い金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める支払遅延に対する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うことを約定しなければならない。ただし、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等止むを得ない事由による場合は、特に定めのない限り当該事由の継続する期間は、約定した期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 第13条第3項の規定により約定した時期までに検査を行わないときは、その時期を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は第51条の規定により約定した支払期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定した支払期間の日数を超える場合には、約定した支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ前項の計算に準じた金額を契約の相手方に対して支払うことを約定しなければならない。

（相殺）

第53条 理事長は、契約の相手方から徴収すべき金額とその者に支払うべき金額を相殺することを約定することができる。

（代価の納入）

第54条 物件を売却し、貸し付け、又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし止むを得ない事情があると認めるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

- 2 契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後、又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

（準用規定）

第55条 機構の契約事務については、この細則の定めのある場合を除き、会計法（昭和22年法律第35号）等の国の取扱いの例により行なうものとする。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日 理事長達第5号）

この細則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年9月15日 理事長達（経理）第16号）

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年12月26日 理事長達（経理）第16号）

この細則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 理事長達（経理）第10号）

この細則は、平成20年4月1日から施行し、第38条の2第4項第6号、第7号及び第40条の3第4項第7号から第9号の規定については、平成20年1月1日以降に締結した契約から適用する。

附 則（平成21年3月31日理事長達（経理）第11号）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月22日理事長達（経理）第12号）

この細則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年12月11日理事長達（経理）第7号）

この細則は、平成25年12月11日から施行する。

附 則（平成26年3月31日理事長達（経理）第18号）

この細則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第38条の2第5項及び第40条の5第5項の規定は、平成26年4月1日以降に締結した契約から適用する。

附 則（平成28年3月31日理事長達（経理）第12号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日理事長達（経理）第9号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。